

令和8年9月28日

令和8年第3回神奈川県議会定例会

産 業 労 働 常 任 委 員 会 資 料

(令和8年9月18日付託分)

産 業 労 働 局

令和８年度９月補正予算

I	令和８年度９月補正予算総括表【産業労働局関係】	1
II	令和８年度一般会計９月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】	2
III	令和８年度一般会計９月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】	3

議案（令和８年度 条例その他）

IV	債権の放棄の内容	4
----	----------------	---

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和8年度9月補正予算総括表【産業労働局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科 目	補正前の額	令和8年度 9月補正予算	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	8,251,752	—	8,251,752	—	—	—	—	
(項)労政費	5,131,813	—	5,131,813	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,398,905	—	2,398,905	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	455,641	—	455,641	—	—	—	—	
(項)労働委員会費	265,393	—	265,393	—	—	—	—	
(款)商工費	22,529,541	1,134,410	23,663,951	—	—	—	1,134,410	
(項)商工総務費	11,888,462	—	11,888,462	—	—	—	—	
(項)工業費	7,319,778	—	7,319,778	—	—	—	—	
(項)商工金融費	3,321,301	1,134,410	4,455,711	—	—	—	1,134,410	信用保証事業費補助 1,134,410
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
一般会計 計	30,781,293	1,134,410	31,915,703	—	—	—	1,134,410	

(特別会計)

中小企業資金会計	2,763,798	—	2,763,798	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

一般会計・ 特別会計 合計	33,545,091	1,134,410	34,679,501					
------------------	------------	-----------	------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和８年度一般会計９月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】

８款 商工費 ３項 商工金融費

- ・ 信用保証事業費補助 1,134,410千円
中東情勢の影響等を踏まえ、「原油・原材料高騰等対策特別融資」を受ける際の信用保証料について、補助の拡充期間を延長する。

Ⅲ 令和８年度一般会計９月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 商工費			2, 170, 660
	1 商工総務費		1, 036, 250
		中小企業・小規模企業生産性向上等支援事業費	1, 036, 250
	3 商工金融費		1, 134, 410
		信用保証事業費補助	1, 134, 410
産 業 労 働 局 計			2, 170, 660

Ⅳ 債権の放棄の内容

1 放棄の趣旨

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る返還金等の3債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものである。

2 内容

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る返還金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
合同会社なっば 代表社員 佐藤 菜穂美	川崎市中原区 新丸子東一丁 目983番地1	円 18,591,720	円 18,591,720	債務者の破産
計 1 名		18,591,720	18,591,720	

商店街活性化支援事業資金貸付金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
有限会社 新智商店 代表取締役 伊藤 新次良	逗子市沼間2 丁目10番15号	円 4,218,624	円 4,218,624	法人がみなし 解散し、強制 執行の対象財 産が存在せ ず、連帯保証 人からも回収 が困難である ため
計 1 名		4,218,624	4,218,624	

中小企業設備近代化資金貸付金に係る返還金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
有限会社 三伸重機興業 代表取締役 小笠原 光直	川崎市中原区 新城三丁目 4 番 6 号	円 21,906,069	円 21,906,069	法人が事実上 倒産し、強制 執行の対象財 産が存在せ ず、連帯保証 人からも回収 が困難である ため
計 1 名		21,906,069	21,906,069	